

## 茶業振興費徴収細則

茶業振興費の徴収方法は、次のとおりとする。

### 記

#### 1. 生産割振興費

生産割振興費は、生産者が負担し荒茶取引の際に、取引経路別の徴収者が徴収する。賦課基準は次の通りとする。

[粉引き後の荒茶取引額 (単価×受渡数量—粉引額) × 0.1% = ○円]

#### 2. 宣伝割振興費

宣伝割振興費は、生産 (売り手)、商工 (買い手) 5 : 5 の負担とし、荒茶取引の際に、取引経路別の徴収者が徴収する

[粉引き後の荒茶取引額 (単価×受渡数量—粉引額) × 0.18% = ○円]

#### 3. 取引経路別徴収者

##### (1) 県内茶

① 農協共販 [㈱静岡茶市場が取り扱ったものは除く] されたものは経済連および経済連の会員である農協が徴収する。

[生産割 0.10%、宣伝割 0.36% (売り手 0.18%、買い手 0.18%) 合計 0.46%]

② ㈱静岡茶市場が取り扱ったものは、茶業会議所が徴収を委託する㈱静岡茶市場が徴収する。

[生産割 0.10%、宣伝割 0.36% (売り手 0.18%、買い手 0.18%) 合計 0.46%]

③ 茶商が個人や農協共販に入っていない茶農協、農業生産法人等から直接購入したもの (斡旋商が介在するものを含む) は、茶商が徴収する。

(生産割 0.10%、宣伝割 0.18%、合計 0.28%を売り手から預かり、宣伝割の買い手分 0.18%を負担して合計 0.46%を所属の組合に納入する。)

④ 茶商が自園自製自販業者、茶農協、農業生産法人等から仕上茶を、直接購入したもの (斡旋商が介在するものを含む) は、茶商が徴収する。

(生産割 0.10%、宣伝割 0.18%、合計 0.28%を売り手から預かり、宣伝割の買い手分 0.18%を負担して、合計 0.46%を所属の組合に納入する。なお、荒茶価格は仕上げ茶価格に原価率 30%を乗じて換算する。)

⑤ 自園自製自販業者、茶農協、農業生産法人等が仕上茶を消費者や県外茶商に直接販売したものは、茶業会議所が徴収する。

(生産割 0.10%、宣伝割 0.36%、合計 0.46%を売り手が茶業会議所に納入する。な

お、荒茶価格は販売価格に原価率 30%を乗じて換算する。)

(2) 県外茶

- ① (株)静岡茶市場が取り扱ったものは、茶業会議所が徴収を委託する(株)静岡茶市場が徴収する。  
(宣伝割を売り手 0.18%、買い手 0.18%、合計 0.36%)
- ② 茶商が斡旋商や他県の斡旋所から購入したものは茶商が徴収する。  
(宣伝割 0.18%を売り手から預かり、買い手分 0.18%を負担して、合計 0.36%を所属の組合に納入する。)

(3) 員外茶商の取引

- ① 茶業会議所及び会員は、員外茶商に茶業振興費の趣旨を十分説明して、買い手の宣伝割 0.18%負担の協力をお願いする。
- ② 上記の協力が得られない場合でも、経済連、農協、(株)静岡茶市場は、売り手負担の生産割 0.10%、宣伝割 0.18%、合計 0.28%を預かり、茶業会議所に納入する。

4. 会議所は、翌年度の茶業振興費徴収目標額を当該年度（前年度）の 1 2 月までに、会員団体と協議して決定する。

5. 納入方法

会員団体（経済連・県茶商）は組合員の茶業振興費（預り金を含む）を取りまとめ茶業会議所に納入する。

納入の時期 7 月・9 月・1 1 月・2 月

附 則

1. この規程は、平成 1 0 年 4 月 1 日より施行する。
2. 平成 1 4 年 4 月 1 日より改正する。
3. 平成 1 5 年 4 月 1 日より改正する。
4. 平成 1 9 年 4 月 1 日より改正する。
5. 平成 2 1 年 4 月 1 日より改正する。